

徳島県告示第五十三号

令和四年一月二十七日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により令和八年一月二十六日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和八年一月二十七日

加入区名

西由岐加入区 東由岐加入区

徳島県知事 後藤田 正純